

箱根町景観条例の一部改正について

1 箱根町景観条例の一部を改正する条例の制定について

景観行政に係る一連の手続きを有効かつ確実にいき、より一層の町の良好な景観形成を図ることを目的に、景観法に基づく届出の前に実施していた事前相談及び事前協議の手続きを明文化し、また建築物又は工作物の増築に係る届出対象行為と規模等の基準について明確にするほか、所要の改正を行うため、現行条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 事前相談及び事前協議の手続きの明文化

景観法に基づく届出の前に実施していた事前相談及び事前協議の手続きを明文化し、景観行政に係る一連の手続きを有効かつ確実に行うために、現行条例の一部を改正するもの。

(2) 建築物又は工作物の増築に係る届出対象行為と規模等の基準の明確化

建築物又は工作物の増築に係る届出対象行為と規模等の基準を明確にするために、現行条例の一部を改正するもの。

(3) 専門用語の見直し

学術の発展による専門用語の変化による見直しを実施し、また建築基準法等の法令による専門用語との整合性を図ったもの。

(4) 施行期日

公布の日から施行するもの。